

《組合員資格のご確認と異動手続きのお願いについて》

組合員のみなさまの氏名・住所や組合員資格に変更があった場合には、異動の手続きが必要となりますので、店舗窓口にご相談のうえ、手続きをお願いいたします。

なお、お手続きの際には、運転免許証や保険証などご本人の確認ができる公的書類と印鑑をご持参ください。

【JA佐賀市中央の組合員資格】

- ・ 正組合員資格 ① 農地 10 アール以上を耕作されており、その方の住所又はその農地が組合の地区内にある方。

または

- ② 年間 90 日以上農業に従事されており、その方の住所又はその農地が組合の地区内にある方。

- ・ 准組合員資格 ① 組合の事業を利用される方で、その方の住所が組合の地区内にある方。

または

- ② 貯金・定期積金・融資・共済・購買などの組合の事業を 1 年以上継続して利用されており、その方の勤務地が当組合の地区内にある方

※ 上記の正組合員の方で、正組合員資格に該当しなくなった方は、准組合員への異動手続きをお願いします。

また、准組合員の方で、正組合員資格に該当されることとなった方は、正組合員への異動手続きをお願いします。